

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	栄典事務の適切な遂行		評価方式	総合・実績・事業	番号	11
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
（ 当 初 ）	2,989,127	2,913,119		2,825,116	2,605,648	
（ 補 正 後 ）	2,989,127	2,913,119				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	2,989,127 <0>	2,913,119 <0>				
支出済歳出額（千円）	2,933,655	2,905,401				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	55,472 <0>	7,718 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年閣議報告）等に定められた総数の発令に努める。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、制度の適切な運用に努めていく。					
評価結果の予算要求等への反映状況	今後においても引き続き栄典事務効率化システムの運用等による業務の効率化を図っていく。					

## 政策評価調書（個別票①-2）

## 【政策に含まれる事項の整理】

政策名		栄典事務の適切な遂行				番号	11		(千円)	
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額		
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	内閣本府	栄典行政費	栄典事務の適切な遂行に必要な経費	2,825,116	2,605,648	-219,468	
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						2,825,116 の内数	2,605,648 の内数	-219,468	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計						2,825,116 の内数	2,605,648 の内数	-219,468		



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成22年8月

担当部局名:賞勳局総務課

政策名	栄典事務の適切な遂行	番号	11
<p>政策の概要</p>	<p>栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、賞勳局は、これに関連する審査、伝達等の事務を行っている。 叙勲が生産にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものであるのに対して、褒章は、特定の分野における善行等を表彰するものであり、現在、生存者に対する勲章・褒章の授与は原則として年2回、春は4月29日、秋は11月3日に春秋叙勲及び褒章が、また、著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                      栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努め目標を達成した。                      一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、広報展開に全72紙による新聞突出しの掲載や内閣府ホームページのトップページでの告知といったこれまでにない新しい手法を取り入れるなど、同制度の周知に努めた結果、前年度比で約5,000件の増加となり、目標を達成した。                      栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの発令日の前日においては褒章が、発令日当日においては叙勲に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられている(平成21年度は、全国紙、ブロック紙、地方紙各紙等において取り上げられた)ことでも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。</p> <p><b>(必要性)</b>                      我が国の栄典制度は、国家、公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを表彰する重要な制度として定着しているところであるが、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、栄典制度の見直しを行い、平成15年秋の叙勲及び褒章から現在の制度に移行した。                      また、栄典の授与は、日本国憲法に規定された、内閣の助言と承認による天皇の国事行為であり、天皇と国民を結ぶ役割を果たしている。                      栄典制度の在り方に関する懇談会報告書(平成13年10月29日)においても、栄典の意義について、「そもそも栄典は、国家・公共への功労を国が評価し、その栄誉を称えるものであり、社会に対して、国家・公共の観点から評価されるべきものは何かを示すという役割を果たしている。国民の価値観が多様化している現代において、個人が、自律・自助、自己責任の意識とともに他者の存在を認めて思いやる心を持ち、そして社会の構成員としての権利・義務・責任の意識を持つことは、健全な社会が成り立つ上で不可欠である。このような公の精神が広く国民に行きわたる上で、国家・公共への貢献に対し国家がこれにふさわしい評価を行うことには大きな意義がある」、また「多くの受章者が自らの功績が評価されたことに、感激と喜びを感じている。日々公共のために努力を重ねている人々、地域において高い志をもって公共のための活動を行っている人々にとっては、栄典は大きな励みになっており、期待も非常に高い」としている。</p> <p><b>(効率性)</b>                      平成15年秋の制度改革以降受章者数が増加したが、審査業務に必要な先例調査や前叙(栄典の候補者が従前に受章した勲章・褒章)調査等を迅速・効率的に処理する栄典事務効率化システムの運用等により業務の効率化を図り、公正かつ適正に対応することができた。同システムは、平成20年度において、利便性の向上及びセキュリティ強化を目的としてシステムの再構築を行い、業務の更なる効率化を図ったところであり、平成21年度においても、引き続き適切な保守・管理に努め、システムの安定的な運用を図るにより業務の効率化に寄与した。なお、システムの保守契約に当たっては、一般競争入札により業者選定を行っている。</p> <p><b>(有効性)</b>                      「栄典制度の改革について」(平成14年8月7日閣議決定)の趣旨を踏まえ、春秋叙勲候補者推薦要綱等に定められた総数の発令に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとなるよう努めた結果、全受章者に占める民間分野の受章者の割合は平成21年春の叙勲では約41%、21年秋の叙勲では約42%と高いものとなった。</li> <li>・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘に努めた結果、平成21年春の叙勲では、過去最多と同数の受章者数となった。</li> <li>・人目につきにくい分野等において多年にわたり業務に精励した受章者の増加に努めた結果、平成21年春の叙勲では、1,433名、21年秋の叙勲では、1,421名となり、15年秋の制度改革以降初めて1,400名を超えるとともに、全受章者に占める人目につきにくい分野等において多年にわたり業務に精励した受章者の割合においても初めて35%台に達した。</li> <li>・一般推薦制度について積極的な広報活動に取り組み、同制度の周知に努めた結果、平成21年度においては過去最高となる135名からの推薦があった。</li> </ul> <p><b>(反映の方向性)</b>                      栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘</li> <li>・官民比率のバランスに留意</li> <li>・民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘</li> <li>・人目につきにくい分野等において業務に精励した功労者の発掘</li> <li>・女性の功労者の発掘</li> <li>・外国人の功労者の発掘</li> <li>・褒章のうち自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者(紅綬褒章)、自ら進んで社会奉仕活動に従事し徳行顕著な者(緑綬褒章)の発掘</li> </ul> <p>など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。                      また、一般推薦制度についても、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、引き続き同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととしたい。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値 (上段:春、下段:秋)			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
(春秋叙勲) 春秋の発令ごとに概ね 4,000人の発令に努める		人	4,000 (毎回)	4,036 4,061	3,973 4,028	4,068 4,024	4,000 (毎回)	春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月16日内閣総理大臣決定、平成15年5月20日閣議報告)において、春秋叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね4,000名とするとされている。
(危険業務従事者叙勲) 毎回の発令ごとに概ね 3,600人の発令に努める		人	3,600 (毎回)	(第8回) 3,591 (第9回) 3,616	(第10回) 3,617 (第11回) 3,612	(第12回) 3,617 (第13回) 3,616	3,600 (毎回)	危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年5月20日閣議了解)において、危険業務従事者叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね3,600名とするとされている。
(春秋褒章) 春秋の発令ごとに概ね 800人の発令に努める		人	800 (毎回)	760 794	754 789	728 702	800 (毎回)	褒章受章者の選考手続きについて(平成15年5月20日閣議了解)において、褒章の受章者の予定数は、毎回おおむね800名とするとされている。
(発令日) 春の叙勲は4月29日、 秋の叙勲は11月3日の 発令に努める		-	春:4月29日 秋:11月3日	4月29日 11月3日	同左	同左	春:4月29日 秋:11月3日	勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年6月20日閣議了解)において、春は4月29日、秋は11月3日に発令するものとされている。
(「一般推薦制度」に係る ホームページへのアクセス数) 前年度比増に努める		件	-	-	約23,500	約28,200	前年度比増 (21年度)	一般推薦の国民への周知度を推し測る指標として、前年度アクセス数を目安とした。
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)			
	第174回国会・衆・参・内閣委員会 官房長官所信表明		平成22年2月19日(衆) 同年3月9日(参)		(各通) 政府広報、栄典行政、国際平和協力業務などについても適切に推進してまいります。			